

職業紹介証明書【移転費】

住所	〒
氏名	

上記の者について、以下のとおり、職業紹介を行いました。

紹介年月日	令和 年 月 日
就職（予定）年月日	令和 年 月 日
紹介先事業所所在地	〒
紹介先事業所名称	

上記の職業紹介については、あらかじめ雇用予約があったものではなく、また記載事実に誤りがないことを証明します。

令和 年 月 日
 公共職業安定所長 殿
 地方運輸局長 殿

○許可・届出受理番号

--	--

 -

--

 -

--	--	--	--	--	--

○特定地方公共団体又は
 職業紹介事業者の名称 _____

○特定地方公共団体又は
 職業紹介事業者の所在地 _____

○特定地方公共団体又は
 職業紹介事業者の電話番号 _____

○特定地方公共団体の長又は
 職業紹介事業者の代表者氏名 _____

※証明のお願い

求職者の方が雇用保険失業等給付の移転費の支給申請を行う際に必要な書類となります。裏面をご確認いただき、証明にご協力頂きますようお願いいたします。

特定地方公団体又は職業紹介事業者の皆様へ証明のお願い

1. 証明のお願い

当該証明書は、公共職業安定所が雇用保険法第 58 条に規定する移転費の支給審査において、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の職業紹介が行われているか確認するため、証明をお願いするものです。移転費の支給申請を希望する者が当該証明書を持参することとしておりますので、記載・証明いただきますようご協力をお願いします。また、当該証明書の記載・証明に当たっては、事務手数料を徴収しないようお願いします。

なお、当該証明書等を踏まえ、公共職業安定所長は移転費の支給決定又は不支給決定を行います。証明された者に係る移転費の個別の支給結果については、公共職業安定所から情報提供することはできません。

また、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介により移転費が支給された者の人数については、求人者及び求職者の方にとって広域紹介の実績の参考情報となるため、職業安定法第 18 条の 2 の規定に基づき、厚生労働省が運営する人材サービス総合サイト (<https://www.jinzai-sougou.go.jp/>) に掲載することが可能です。掲載を希望する特定地方公共団体や職業紹介事業者の方は、都道府県労働局需給調整事業課（室）へご相談ください。

※ 偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。

2. 移転費の概要

移転費は、失業等給付の受給資格者が、ハローワーク、職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体又は職業安定法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、その住所又は居所を変更する場合であって、公共職業安定所長が必要であると認めた場合に支給されます。

公共職業安定所長が必要であると認めた場合とは、通常の交通機関を利用し又は通常の交通の用具を使用して通勤するための往復所要時間がおおむね 4 時間以上になるときや、交通機関の始（終）発等の便が悪く通勤に著しい障害を与えるとき等が、これに該当します。

なお、職業紹介事業の停止を命じられている職業紹介事業者又は業務改善命令を受けている職業紹介事業者から紹介を受けた場合は、移転費の支給対象とはなりません。